ロ　エネルギー消費効率が平成三二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一〇を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成三〇年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成一七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの（イの適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね一〇〇分の五〇を軽減することとした。

(2)　環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、それぞれ次に定める年度以後（平成三〇年度以後に限る。）に税率の概ね一〇〇分の一五（バス（一般乗合用のものを除く。）及びトラックについては概ね一〇〇分の一〇）を重課する特例措置を講ずることとした。

イ　ガソリン自動車又はＬＰＧ自動車で平成一八年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して一四年を経過した日の属する年度

ロ　軽油自動車その他のイに掲げる自動車以外の自動車で平成二〇年三月三一日までに新車新規登録を受けたもの　新車新規登録を受けた日から起算して一二年を経過した日の属する年度

(二)　減税対象車に係る自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第一五二条から第一五四条までの規定を除く。）を適用すること等の措置を講ずることとした。（附則第一二条の四関係）

(三)　(二)に伴い、平成二八年度分までの自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずることとした。（改正法附則第一四条関係）

7　固定資産税及び都市計画税

(一)　国立研究開発法人森林研究・整備機構が一定の業務の用に供する固定資産について、非課税とする特例措置を講ずることとした。（第三四八条関係）

(二)　震災等により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の三月三一日から起算して四年を経過する日までの間に取得され、又は改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得又は改良から四年度間はその価格の二分の一とすることとした。（第三四九条の三の四関係）

(三)　居住用超高層建築物に係る固定資産税について、人の居住の用に供する専有部分にあっては、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して補正する措置を講ずることとした。（第三五二条関係）

(四)　震災等により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の三月三一日から起算して四年を経過する日までの間に取得され、又は改築された家屋について、取得又は改築から四年度間は、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額から減額することとした。（第三五二条の三及び第七〇二条の四の二関係）

(五)　平成二九年四月一日から平成三一年三月三一日までの間に一定の政府の補助を受けた者が児童福祉法に規定する事業所内保育事業に係る業務を目的とする施設のうち当該政府の補助に係るものの用に供する一定の固定資産について、その者が引き続き当該政府の補助を受けている場合に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準を補助開始日から五年度間はその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。（附則第一五条関係）

(六)　都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成三一年三月三一日までの間に同法に規定する認定計画に基づき設置する一定の市民緑地の用に供する土地について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を設置から三年度間はその価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。（附則第一五条関係）

(七)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。（第三四九条の三関係）

(八)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。（第三四九条の三関係）

(九)　児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとした。（第三四九条の三関係）

(一〇)　震災等による被災住宅用地のうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域として定められたときは、被災年度の翌年度から被災後四年度までの各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとした。（第三四九条の三の三関係）

(二)　水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象区域に同法に規定する雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域を加えた上、その対象資産の取得期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一五条関係）

(三)　中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した一定の機械及び装置に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象に工具、器具及び備品並びに建物附属設備のうち一定のものを追加することとした。（附則第一五条関係）

(三)　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについて、当該耐震改修が行われた年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額から三分の二（当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する通行障害既存耐震不適格建築物であったものについては、当該年度分の固定資産税額から三分の二、当該年度の翌年度分の固定資産税額から二分の一）に相当する額を減額することとした。（附則第一五条の九の二関係）